

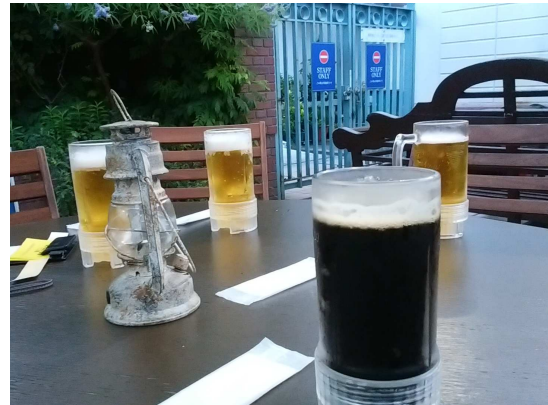


事務所だより 7月号

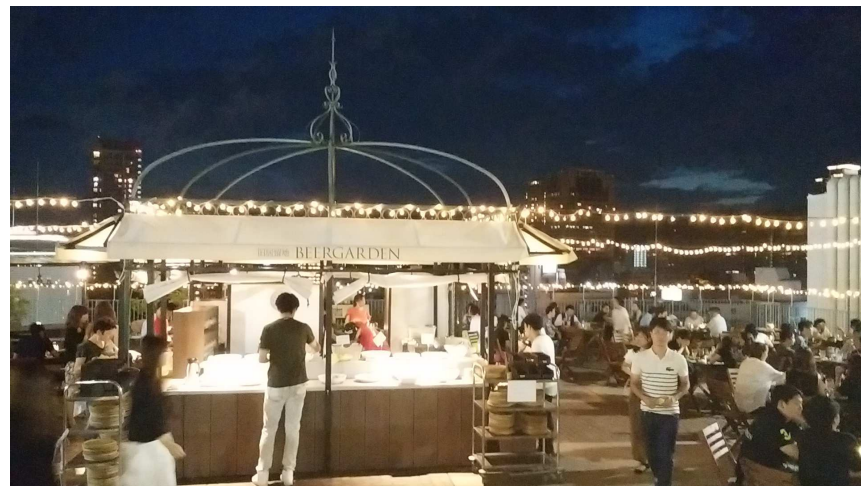
西田成希税理士事務所

向暑の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、エアバッグやシートベルトの製造をしている「タカタ」が6月26日に民事再生法を申請しました。このニュース、普通なら私には関係ないのですが、ちょっと気になってます。債務額が1兆円超…。いえいえ、それは「タカタ」の関係者を知っているからなんです。その彼は、私が新卒で入った会社の同期で、印象が強烈でした。とにかく落ち着いていて（老けている？）、貫禄がある！結果付いたあだ名が「パパ」です。その「パパ」、私がおの会社を辞めた後、しばらくして辞めました。「タカタ」に転職、そして今回の騒動…。だから気になる？ある意味正解です。「パパ」、実は「タカタ」の創業者一族だったんです（そりゃ貫禄があるハズです）。彼は修行に来ていたんですね。だから修業が終わったら「タカタ」に戻って当然、ということです。当初は「タカタ」の取締役の名を連ねていたと思います。ここ10年は、取締役に名前が載っていませんでしたので、この騒動はあまり関係がないのかもしれませんが。でも大丈夫でしょうか(^_^;)。その会社の同期仲間でも、「パパ」は大丈夫かなあ、と噂になっています。そんな「パパ」に私は1つだけ勝ったんですよ！営業成績？これは完全に負けです。それは…、私についたあだ名が「爺やん」だったこと(>_<)。20代のころそんなに老けてたかなあ…(T_T)。



同期と言えば、7月1日に高校のテニス部同期4人でビアガーデンに行きました。ビアガーデンなのに、ビールは最初の2杯であとは焼酎の水割りを飲んでました(>_<)。お互いそれなりの歳になったので、いろいろあります。土曜日の割に空いていて、大声でワイワイと愚痴を言い合って、日頃のストレスを解消してきました(^_^)。



では、事務所だより7月号をお送りします。今年の夏も暑そうです。熱中症等お気を付け下さい。

☆ お知らせ（平成29年7月の税務）

期 限	項 目
7月10日	6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
7月18日	所得税の予定納税額の減額申請
7月31日	所得税の予定納税額の納付(第1期分)
	5月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	11月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付	

☆ どっちがお得？医療費控除とOTC医療費控除

◆ 今年から適用されるOTC医薬品の控除

今年度から適用される「スイッチOTC医薬品に関する医療費控除の特例」、いわゆるセルフメディケーション税制という言葉をもう知っている、という方が多いとは思いますが。市販されている中で「スイッチOTC医薬品」に該当する医薬品を年間1万2千円以上購入している場合、最大10万円までの範囲で所得控除が受けられる制度です。つまり、最大8万8千円所得控除が受けられる医療費控除のミニ版です。

◆ 医薬品は通常の医療費控除にも適用される

今までも薬局やドラッグストアで市販されている薬の中で「治療や療養に必要なものであ

て、かつその病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額」であれば、医療費控除の対象にはなっていました。つまり、市販薬でも通常の医療費控除に該当するケースは多く存在します。

医療費控除とセルフメディケーション税制は併用ができません。新設に伴って、「医療費控除で申告した場合」と、「特例を利用した場合」、どちらがお得かを判断しなければいけないパターンがあるので、ここは注意が必要です。

① 年間の医療費（医者にかかったお金）が 9 万円で、O T C 医薬品が 4 万円だった場合

医療費控除：(9 万 + 4 万) - 10 万 = 3 万円

医療費控除特例：4 万 - 1.2 万 = 2 万 8 千円

この場合は通常の医療費控除がお得です。

② 医療費が 6 万円で、O T C 医薬品が 7 万円だった場合

医療費控除：(6 万 + 7 万) - 10 万 = 3 万円

医療費控除特例：7 万 - 1.2 万 = 5 万 8 千円

この場合は医療費控除の特例がお得です。

◆ 確定申告には添付書類が必須です

セルフメディケーション税制は「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」が対象となっているので、確定申告時に年内に健康診断や予防接種等を受けて健康に留意している証明が必要です。会社主導の健診・個人で受診したもの、どちらでも問いませんので、今年受けた健診や予防接種の証明は取っておくように心がけておきましょう。

☆ 改正個人情報保護法

◆ 保護する範囲の明確化とビジネス利用拡大

2017 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行されました。2003 年に制定したこの法では個人情報とは生存する個人に関する情報で氏名、生年月日等特定の個人を識別できるものを言い、企業等が取得するには利用目的を通知する必要があるとしています。しかし、その後のインターネットの普及や技術革新で個人情報に当たるかどうか判断しにくいケースも出てきたので、改正法では個人情報の範囲に、DNA、指紋データ、顔認識データ、パスポートや運転免許証の番号等が追加されています、マイナンバーについては、法で定められた税と社会保障、防災に限定されて追加されています。

◆ 改正法の概要

改正の概要は以下の通りです。

- (1) 個人情報保護委員会の設置
- (2) 個人情報の定義の明確化
- (3) 一定の個人情報（匿名加工情報）に関する自由な流通を促進する制度の導入
- (4) 名簿業者対策としての第三者提供をする場合の確認記録作成保存義務

- (5) 個人データの第三者提供に関する規律の整備（記録や届出義務）
- (6) グローバル化への対応で外国にある第三者への提供に関する規定等規律の整備
- (7) 取り扱う個人情報の数が 5 千人以下である事業者を規制の対象外とする制度の撤廃

◆ 改正法の要点

- (1) 前述の(3)にある「匿名加工情報」が規定されました。特定の個人を識別できないようにすることで、本人の同意なしにパーソナルデータをビジネスに利用、活用できるよう取り扱いルールが定められました。
- (2) 企業が保存する個人データを第三者に提供する際のルールが厳格になりました。名簿業者対策等で、本人の同意を得ていない時は政府の個人情報保護委員会への届出が義務付けられました。但し人種、病歴、犯罪歴等特に慎重に扱うべき情報は本人の同意が必要です。また第三者とやり取りした場合、記録の作成、保存が必要になります。
- (3) これまで取り扱う個人情報の人数が 5 千人以下の場合は法の対象外でしたがこれは廃止されました。個人情報を扱う数が少ない事業者でも情報取り扱いに伴う記録の作成や保存、安全管理措置が課せられました。これにより、1 人しか従業員がいなくても対象となってしまいます。

☆ 所得税の申告でマイナンバーの記載 83%

今年申告分の所得税の確定申告書にマイナンバーを記載した割合は全国平均で 83%にとどまったことが国税庁の発表で明らかになりました。平成 28 年分の確定申告からマイナンバーの記載が必要になることにつき同庁は周知活動を続けていましたが、そのアピールは思いのほか納税者に届かなかったようです。

所得税の申告件数 2,153 万 1,751 件のうち、マイナンバーの記載があったのは 1,785 万 1,243 件。最も高い割合だったのは金沢国税局の 87%で、最も低い沖縄国税事務所の 66%と 20 ポイント以上の差がつかしました。沖縄以外に記載率が 80%を切ったのは、仙台国税局（78%）と熊本国税局（78%）の 2 か所です。

マイナンバーをめぐっては、事業者に送られる住民税の特別徴収通知書にマイナンバーを記載しない決定をする自治体が全国で相次いでいることから、高市早苗総務相が記載を呼び掛けるなど、地方と中央の間にも認識に大きなズレがあることが顕著になっています。

法律で義務化して、莫大な宣伝費を注ぎ込んだにもかかわらず、確定申告書への記入の「義務」を守った人が 8 割にとどまったことで、マイナンバー制度が国民に受け入れられていない状況があらためて浮き彫りになった形です。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
F A X 0797-78-6488